都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査報告書

都市受信障害対策用共聴施設のデジタル化の推進方策等の検討 (「建築物の所有者等と住民との間の協議の進め方等」及び 「協議が難航した場合の相談対応や支援のあり方等」の検討)

平成21年3月

社団法人 日本CATV技術協会

はじめに

平成23年7月の地上アナログテレビジョン放送(以下、「アナログ放送」という。) 停波まで、2年半を切っているが、地上デジタルテレビジョン放送(以下、「デジタル 放送」という。)対応が終了している都市受信障害共同受信施設(以下、対策施設)は 多くなく、今後、デジタル化を進める対策施設が増加することが予想される。

デジタル化に関わる受信状況調査や改修工事の費用負担については、総務省は平成18年11月27日に「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について(通達)総情域第151号」(以下、151号通達)で基本的な指針を示したところである。しかし、151号通達は、基本的な考え方を示したものであり、実際の事例には、都市受信障害の状況に応じ、柔軟に適用することが必要である。

一方、今後、対策施設のデジタル化の検討が進むにつれ、複雑なケースが増加することが予想され、改修方針や費用負担に関し、建物の所有者等と受信者間の合意形成に時間がかかり、工事完了までの期間が長期化する可能性がある。このため、これらの協議を早期に解決する手段として第三者による斡旋・調停の仕組み(以下、ADR(Alternative Dispute Resolution)機関等)の検討が望まれている。

そこで、今後、対策施設デジタル化の円滑な推進を図るため、151号通達の適用やADR機関等のあり方等について調査を実施した。

目 次

調査目的	3
1. 151号通達	
1.1 151号通達の概要	
1.2 151号通達の適用のあり方	6
2 対策施設デジタル化に関わる ADR 機関	17
2.1 ADR 機関設置の必要性	17
2.2 ADR 機関の設置・運営主体	19
2.3 ADR 機関の手続フロー	
2.4 ADR 機関の組織	36
2.5 ADR 機関の運用経費	37
2.6 対策施設デジタル化に係る紛争の ADR 機関	39
2.6.1 設置方法	39
2.6.2組織構成	
2.6.3手続フロー	
2.6.4運用経費の負担スキーム	42
2.6.5設備・情報システム	43
2.6.6斡旋人・調停人の育成・研修	44
参考資料	45

調査目的

平成23年7月のアナログ放送停波まで、約2年半を切っているが、デジタル放送対応が終了している都市受信障害共同受信施設(以下、対策施設)は多くなく、今後、デジタル化を進める対策施設が増加することが予想される。

ところが、すでに対策施設のデジタル化に着手したところで、対策施設設置後に建築された新たな建築物等による複合障害のため、関係者間の協議体の設置、改修方式や費用負担方式の合意が難航しているケースが生じている。

デジタル化に関わる受信状況調査や改修工事の費用負担について、総務省は平成18年11月27日に「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について (通達)総情域第151号」(以下、151号通達)を発出し、指針を示したところである。しかし、151号通達は、基本的な考え方を示したものであり、実際の事例には、都市受信障害の状況に応じ、柔軟に適用することが必要である。

これは、151号通達の事例が単独建築物の受信障害のケースであり、複合障害にそのまま当てはめることが難しい点や、受信者に応分の費用負担を求めることが難しいことが多いなどが指摘されている。

今後、対策施設デジタル化の検討が進むにつれ、上記のような複雑なケースが増加することが予想され、改修方針や費用負担に関する合意形成に時間がかかり、工事完了までの期間が長期化する可能性がある。このため、これらの協議を早期に解決する手段として第三者による斡旋・調停の仕組み(以下、ADR(Alternative Dispute Resolution)機関等)の検討が望まれているところである」。

上記を踏まえ、本調査では、今後、対策施設デジタル化の円滑な推進を図るため、151号通達 の適用のあり方や ADR 機関等のあり方等について、検討を行うものである。

[.]

^{1「}斡旋」「調停」はどちらも当事者間の紛争の解決が促進するよう第三者が世話することであるが、一般的には、「斡旋」は第三者が解決案を提示することが予定されていない手続、「調停」は提示が予定されている手続と考えられている(山本和彦・山田 文「ADR仲裁法」日本評論社、2008年3月、P.132)。

1. 151号通達

1.1 151号通達の概要

平成23年7月24日までに地上アナログテレビジョン放送(以下、アナログ放送)は停波されるため、都市受信障害対策共同受信施設(以下、対策施設)の地上デジタルテレビジョン放送(以下、デジタル放送)対応を円滑に促進することが必要である。

そのため、総務省は平成18年11月27日に「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について(通達)総情域第151号」(以下、151号通達)を示した(参考資料1)。

これは、対策施設改修に関する費用負担については、実例、学説、判例の蓄積が途上であり、 社会慣行として定着するには時間が必要であることから、協議の際の参考とするために基本的な 考え方を示したものである。151号通達の基本的な考え方は、

- ① デジタル放送の受信状況調査は、高層建築物等の所有者が、実施することが望ましい。
- ② デジタル放送で受信障害が解消された世帯に対しては、受信障害対策は不要。
- ③ デジタル放送においても受信障害が継続する場合には、受信障害対策施設の設置者である高層建築物等の所有者と受信者を当事者とする協議で対応。
- ④ デジタル放送対応に係る改修費用は、当事者がそれぞれ応分に負担することが妥当。改修 費用の負担のついては、受信者はデジタル放送の受信に通常必要とされるUHFアンテナの 設置費用等の経費、所有者は受信者負担分を超える経費をそれぞれ負担。

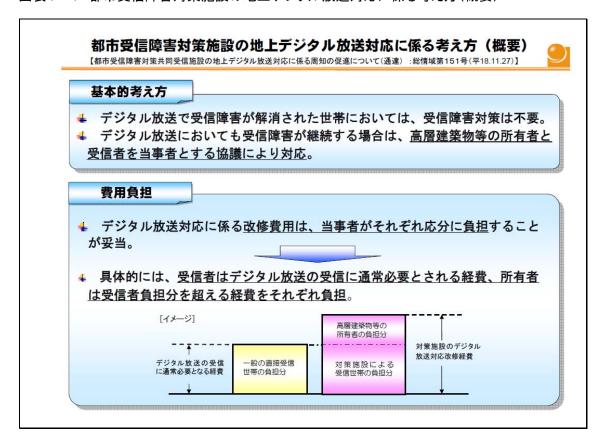
と要約することができる。

こうした考え方には以下のような前提がある。

- ① デジタル放送はアナログ放送の代替であり、アナログ放送における受信障害の原因となった高層建築物等が、デジタル放送の原因の全部又は一部であると考えられること。
- ② デジタル放送の受信障害が継続している状況で、アナログ放送が停波した場合、対策施設のデジタル改修を行わないと地上テレビジョン放送を受信することができなくなること。
- ③ 昭和51年3月6日に示された「高層建築物による受信障害解消についての指導要領について(通達)」(郵放企第8号)で、受信障害対策施設のうち「共同アンテナから各戸の保安器までの設備及びこれらに附帯する設備」については「受信障害発生の原因となっている建築物の建築主の責任と負担で維持管理を行うことが適当」としていること。
- ④ 個別アンテナで直接受信する世帯との公平性を考慮すること。
- ⑤ 受信状況調査は、対策施設の維持管理に係る経費軽減等が見込まれるので、所有者が 実施することが望ましいこと。
- ①の考え方の前提には、受信障害の原因建築物等がアナログ放送の場合もデジタル放送の場

合も同一であり、しかも単独障害(設置後建築された建築物等が受信障害を与えていない)であることや、渡し切り補償²となっておらず、受信障害対策施設の所有者が高層建築物等の所有者であることがある。

図表1-1 都市受信障害対策施設の地上デジタル放送対応に係る考え方(概要)



出所: http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/pdf/how04_01.pdf

-

^{2 「}公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生じる損害等に係る費用負担について」(昭和54年10月12日建設省計用発第35号、最近改正平成15年7月11日国土交通省国総国調第47号)では、国土交通省の直轄の公共事業の施行に係る公共施設の設置により生じたテレビジョン電波受信障害は、一定の算定式で計算された負担額を受信者や受信者で構成される組合に渡し切りで補償することとなっている(参考資料2)。http://tochi.mlit.go.jp/koukyouyouchi/hoshou/PDF/denpashogai.pdf

1.2 151号通達の適用のあり方

対策施設のデジタル放送対応については、当事者相互の協議による自治的処理が原則であるものの、その際に参考となる実例・学説・判例の蓄積も途上であり、社会慣行として 定着するには時間を要する状況にある。

しかしながら、アナログ放送の停波までに対策施設のデジタル放送対応に係る適切な措置を講じるための時間的制約を踏まえ、デジタル放送への円滑な移行とその促進を図る観点から、対策施設のデジタル放送対応のための協議の参考となるよう、151号通達の考え方の具体的な状況に応じた適用方法を検討する。

ここでは、「都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査報告書」(社団法人日本 CATV技術協会、平成20年12月。以下、「実態調査報告書」とする)の事例等にもと づき、151号通達の具体的な事例への適用方針を検討する。

① 建築物等の所有者と受信者の当事者の協議で、改修方法や費用負担を検討することとしているが、受信者が多数の場合、会合の開催や合意の形成が難しい場合がある。

151号通達では、当事者間の協議にもとづき、改修方法や費用負担を決定することが基本的考え方に示されているが、建築物等の所有者と受信者の協議が行われずに改修方法が決定されている場合がある。たとえば、実態調査報告書の事例6、事例8がそれに当る。事例6では遊園地側が、受信状況調査を実施し大型遊具施設の反射障害の解消を確認し、対策施設の撤去を決定している。住民との話し合いは行われず、パンフレットの配布と問合せ窓口(フリーダイヤル)を設置している。事例8は、スーパーのケースで受信状況調査を実施したところ、受信障害が残ることが判明し、個別受信可能世帯を含め、対策施設全体をデジタル放送対応とし、その費用はスーパーが全て負担した。

当事者間協議が行われない背景には、従来であれば、受信者組合が設立され、受信者組合の代表者と協議することが可能であったが、最近では受信者組合が設立されないことが多くなってきたことがある。また受信者組合が存在していても、参加する受信者が少ないため、受信者の意見を集約することが難しくなっていると考えられるためである。このため、話し合いの相手となる受信者が多数となり、会合を実施したり、合意を形成することが困難となってきている。

事例では受信者に対策方針のパンフレットを配布するとともに、フリーダイヤルのコールセンターを設置して、質問や意見を受け付ける体制をとることで、話し合いに代えているが、とくに問題は発生していない。

受信者に費用負担を求める場合には適切ではないが、対策施設全体をデジタル放送対応 する場合や対策施設全体を撤去する場合など、受信者に対策施設のデジタル放送対応費用 の負担を求めないケースでは、受信者との協議を、チラシ等による周知と問合せ窓口の設 置で代替することも一つの方法と考えられる。なお、アナログ放送停波後に、デジタル放送の受信障害を認識することも想定されるので、問合せ窓口は停波後の一定期間開設することも必要と考えられる。

② 受信者に組合がある等により受信者の代表がいる場合でも、当事者だけの協議では、解決が難しい場合がある。

151号通達では、受信障害対策施設のデジタル放送対応の改修方法や費用負担は、対策施設の所有者と受信者との当事者間で協議するとしている。しかし、当事者だけの協議の場合、受信障害対策に関する専門家がいないこと、当事者だけでは十分にコミュニケーションがとれない場合があること、柔軟な解決案の提示がされにくい場合があることなどにより、協議の長期化、柔軟性に欠く解決案となる可能性がある。

このため、協議が長期化する恐れがある等、当事者間の協議で解決が難しい場合には、 ADR機関による和解斡旋や調停を積極的に活用することも考えられる。

③ 受信障害対策施設設置後に建設された建築物等(以下、新建築物等とする)が影響を与えていると考えられる場合に、新建築物等の所有者を原因者の一人として、費用負担を要求して良いのか明らかでない。

受信障害対策施設設置後に建設された建築物等が影響を与えている事例には、実態調査報告書の事例4(図表1-2)がある。この事例では対策施設の維持をしている当初のオフィスビルの周囲には、より高いオフィスビル(新建築物等)がその後建設されている。このため、デジタル放送の受信障害は、当該のオフィスビルだけでなく、周囲のオフィスビルも原因となっていることが考えられる。

また、社団法人日本CATV技術協会の地デジ相談室(以下、地デジ相談室)も同様な内容の相談を受けてきている(図表1-3)。

このような場合でも、既存の建築物等の所有者が中心となって協議を主導することが必要である。これは、現在の対策施設を設置し、維持管理をしている主体であるとともに、対策施設のデジタル化により、対策施設の維持管理費用の削減が見込まれるからである。一方で、新建築物等の所有者も、受信障害を与えている可能性があるのであれば、対策施設のデジタル放送対応費用を、影響度に応じて、負担することが妥当と考えられるので、協議への参加を求めることが必要である。

Aビル建設当時 (1990年代) VHF 約33Km 東京局

図表1-2 近隣ビルが新たな原因者となっていると考えられる事例

資料:「都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査報告書」(社団法人日本CAT V技術協会、平成20年12月)。

図表1-3 地デジ相談室への相談内容の例

No.	相談内容
1	理事会で対策施設のデジタル化を検討中。隣にも同程度のマンションが建設された
	が、自分のマンションで対策済みのため、アナログ対策はしていない。デジタル化
	について、隣にも費用負担を求められるか。(関東)
2	マンションのオーナーである。約40戸の対策施設がある。住民より、地デジ対応
	テレビを購入したが、地デジが映らないとの話がでた。どうしたら良いか。地デジ
	対応する場合、隣に新たなマンションが出来ているが、費用負担はどうなるのか。
	費用負担を申し入れることは可能か。(関西)
3	マンションの対策施設を管理している。近くに建物が最近建設され、新たな原因者
	となっていると思われる。デジタル化は当マンションのみで検討しなければならな
	いのか。(関東)
4	マンションを所有していて、対策施設を持っている。デジタル化について住民から
	問合せがあったが、自分のマンションの周りに多くのマンションが建設された。自
	分のところだけで対応しなければいけないのか。(関西)

資料:社団法人日本CATV技術協会資料

しかしながら、新建築物等の所有者を協議に参加させる強制力がないことから、困難となる場合もあると想定される。

このような場合には、④で説明する受信障害予測モデル等を利用し、因果関係を立証するとともに、ADR機関での調停等を依頼し、ADR機関から、協議への出席を促すことが考えられる。

ADR機関は裁判所と異なり、出席させる強制力はないが、ADR機関から訴訟になった場合の費用負担が多額になる等の説明により、協議に応じるケースも多いと考えられる。

なお、因果関係の立証については、「普通、公害現象の因果関係を立証する場合、犯罪の立証とは異なり、被侵害利益と原因との間に50%を超える程度の確実性、つまり蓋然性があれば十分とされる。・・・電波障害でも原因者不明の場合はともかくとして一般公害と同様、50%以上の蓋然性が立証されれば、因果関係ありとして差し支えないものと思われる」³との考え方もあるが、受信障害は、公害ほど、生命、身体、財産に大きな影響を与えていないと考えられるので、7~8割程度の確実性が求められるという考え方もある。

④ 新建築物等の所有者が原因者として追加される場合、受信障害の与える影響度に応じて、費用負担すべきと考えられるが、影響割合が計測できないため、費用負担割合が算定できない。

新建築物等も原因者であると考えられる場合でも、新建築物等が建設される以前における受信状況のデータは存在しないと見られるため、建設前と建設後で、電波強度の低下を実測値で示すことは難しい。当初の原因建築物等についても、デジタル放送開始前に建設された場合、建設前におけるデジタル放送に関する実測値は存在しない。このため、実測値により、受信障害の当初の原因建築物等と新建築物等の影響割合を算定することは難しい。

アナログ放送の場合に、複合障害の被害は、建物の容積比等により支払っていたケースがあり⁴、同様な方法で算定することが考えらえる。

また、複数の騒音が相乗して、騒音の受忍限度を超え損害賠償を求められた裁判では、 騒音モデルにより、原因割合を推定し、賠償の負担割合を計算したという事例がある。建 築物等による受信障害についても、受信障害予測モデルを利用し、影響を与えていると考 えられる建築物等の建設前と建設後の受信障害を推定し、それにもとづき、費用負担を算 定する方法が考えられる。

なお、多数の建築物等があるため遮蔽障害や反射障害が重なった複合障害が生じ、原因者が特定できない場合、中野区の受信障害対策制度⁵のように一定以上の高さの建築物等の建築主や所有者に影響を与える範囲に応じて、受信障害対策金を負担させる方法がとられている場合もある。

複数の建築物等による受信障害は、民法第719条の共同不法行為の規定の適用も考えられる。これは独立に不法行為の要件を備えた行為が客観的に共同しているとき、不法行

³ NHK 滝沢武編「建築と電波障害」(建設経営新社、昭和 53 年 12 月)、P.37。

⁴ 同、P.37。

http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/023/08/d01200001.html#5

為者に損害賠償の責任を課すものである。障害の発生原因が複合しているとき、個々の原因による被害が受忍限度内であっても複合して、受忍限度を超える場合は共同不法行為が成立し、被害者は原因者のいずれに対しても、損害賠償を請求でき、原因者としては被害者に支払った額を原因者相互間で調整することとなる⁶。

⑤ 対策施設設置後建築された新建築物等が受信障害の原因であると考えられる場合、当初の原因建築物等の所有者側が受信障害を与えていないことの立証方法が課題である(④の特殊な場合と考えることができる)。

当初の建築物等がデジタル化により受信障害の原因でなくなっているが、他の建築物等により受信障害が発生しているような場合、当初の建築物等の所有者側は自身の建築物等が受信障害を与えていないことを立証することが求められると考えられる。当初の原因建築物等の所有者と受信者は、協力して、新建築物等の所有者に受信障害対策を要請することが必要と考えられる。

地デジ相談室には、当初の原因建築物等の所有者から、デジタル放送では受信障害がなくなるため、個別受信することを、依頼されたが、実際には他の建築物等の影響により、受信できないとする相談もきている(図表 1 - 4)。当初の原因建築物等の所有者は、受信状況調査を実施した上で、個別受信を依頼していると思われるが、実際には受信できない世帯があるということは、受信状況調査が不十分であったか、受信者への説明が不十分であったものと考えられる。

図表1-4 地デジ相談室への相談内容の例

No.	相談内容
1	8階建のビル裏に住んでおり、対策施設に加入している。デジタル放送では障害が
	ないということで、個々でアンテナを立てて欲しいとのこと。近所の電気屋に頼ん
	だところ、他のビルの影響のためか、アンテナで受信できなかった。どうすればよ
	いか。(四国)
2	電力会社の送電線障害の対策施設に加入している。電力会社からは、デジタル障害
	は解消されると聞いているが、地形的な問題があり、全戸で個別受信は難しい。設
	備を残す方向で考えているが、どうしたら良いか。(東北)
3	築30年以上の14世帯アパートを所有している。電力会社の送電線障害による対
	策施設に加入している。電力会社より、地デジについては受信可能とのことで、2
	0 1 1 年に設備撤去すると連絡があった。しかし現地は鉄道の立体交差地点で、高
	架の影響で受信できないのではないか。(関東)

資料:社団法人日本CATV技術協会資料

⁶ NHK 滝沢武編「建築と電波障害」(建設経営新社、昭和53年12月)、P.37。

当初の原因建築物等の所有者は、受信状況調査で、他の建築物等の影響でデジタル放送が受信できないと想定される受信者に対しては、状況を説明するとともに、原因と考えられる建築物等の所有者に対しては協議への参加を促し、受信障害解消に向けた努力をすることが望ましい。

例えば、当初の建築物等と受信者の間に新建築物等が建設され、それにより遮蔽障害が発生していると考えられる場合がある(図表 1-5)。

受信者の近隣で、新建築物等で遮蔽されていない世帯でデジタル放送が受信できること を確認するなどにより、受信障害が新建築物等により発生していることを推定するという 方法が行われている。

しかしこの場合、当初の建築物等により電波が減衰している可能性もある。当初の建築物等がなければ新建築物等による受信障害も発生していないという可能性も否定できない。このため、④と同様に受信障害の程度を推定することが考えられる。

当初の原因建築物
新建築物

図表1-5 新建築物単独による障害モデル

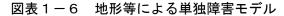
資料:「都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査報告書」(社団法人日本CAT V技術協会、平成20年12月)。

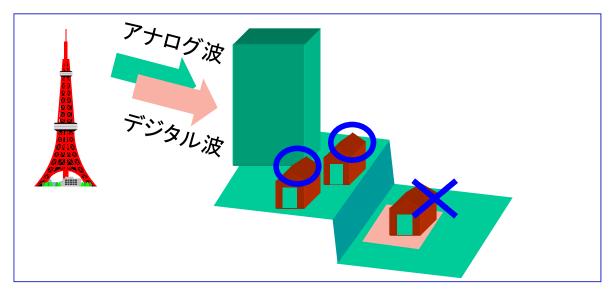
⑥ 周辺の世帯ではデジタル放送が受信できるが、窪地等の地形(図表 1 - 6)により、 当該世帯で受信障害が生じている場合の責任が不明確となっている。窪地に居住して いるため、受信障害が生じている場合は、居住している世帯が対策をとるべきか、窪 地に居住している世帯に対しても受信障害対策をとる必要があるのか、明確でない。

窪地等によりデジタル放送の受信障害が発生している場合については、アナログ放送の

受信障害が発生した際に結んだ協定書等を考慮して、当初の建築物等の所有者と協議を行うべきと考えられる。

このような場合で、受信障害が多数発生するようなケースでは、受信者組合を形成し、 交渉を円滑化することも考えられる。





資料:「都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査報告書」(社団法人日本CAT V技術協会、平成20年12月)。

⑦ デジタル放送はアナログ放送から置き換わる(代替する)ものであり、地上波放送における受信障害に変わりがないこととし、アナログ放送がデジタル放送に変更した場合でも建築物等の所有者は、デジタル放送を受信できるようにすべきであるとしているが、国の政策変更が原因であることから、国が費用負担すべきではないか。

テレビ放送を受信できる権利は法律として定まったものではないが、日照権のような人格権のひとつであるとする考え方、当該土地家屋の所有権、占有権等の物権のひとつであるとする考え方、あるいは実定法上権利として規定していないが、法的保護に値する利益であるとする考え方がある。いずれの考え方に立っても、テレビ放送の受信は財産的価値のある法的利益と考えられる。

一方、アナログ放送の終了により、施設の改修を含め、一定の負担が国民に生じるが、これは、「電波の公平かつ公正な利用の確保」という公共の福祉を実現するために一般に広く負担を求めるものであり、また、デジタル放送への十分な移行期間を置いていることから、国による特別の補償を要するものではないと考えられる。

⑧ 建築物等の所有者が対策施設のデジタル放送対応をしない場合、対応させる方法がない。建築物等を建設する場合には、対策施設設置が条件となっているため、対策施設が設置されるが、既築の建築物等については、地上デジタル放送対応を強制する執行力はない。

151号通達では、当事者の協議により改修方針と費用負担を協議することになっているが、協議に建築物等の所有者が出席しない場合には、対策施設のデジタル放送対応は実施できない。ADR機関への出席も強制力がないため、出席しない場合には斡旋・調停は不成立となる。

したがって、協議に出席しない所有者にデジタル放送対応の実施を求めるためには、訴訟せざるを得ない。

デジタル放送の受信障害が発生している場合、建築物等の所有者に、被害の損害賠償と 差止めをすることが可能と考えられる。

1) 損害賠償

・民法第709条による請求

民法第709条の規定により、損害賠償を請求することが可能と考えられる。民法第709条は「故意または過失により他人の権利を侵害したものは、それによって生じた損害賠償の責を負う」と規定されている。不法行為に該当するためには、故意・過失、権利侵害、相当因果関係の3要件を満たす必要があると考えられる。故意・過失については、デジタル放送対応をしないと、地上テレビジョン放送が受信できなくなると予見できているのにもかかわらず容認しているとすれば故意であり、地上テレビジョン放送が受信できなくなることを当然認識すべきところを不注意で認識しなかったとすれば過失であると考えることが可能である。

・民法第717条による請求

民法第717条は建物にデジタル共聴の機能がないのは瑕疵であるとする考え方で、 デジタル放送となることで、アナログ対策施設が受信障害解消の機能を失えば、瑕疵 のある建物である。それにより賠償責任を求めることできる可能性がある。

いずれの法的構成を採用するにせよ、例えば、CATVに加入し、その視聴料を損害と考え、その賠償責任を求めることも可能性がある。

2) 差止め請求

受信障害の被害が甚大で損害賠償ではまかなえない場合には、差し止め(差止めの具体的内容は、対策施設のデジタル化となろう)を求めることも可能である。その場合、差し止めの根拠としては、⑦に記したテレビ受信権の法的根拠の考え方に対応し、「物件的

請求権説」、「人格権説」、「環境権説」などがあるが、受信障害は日照や景観に関する権利 と同様に人格権説(現代におけるテレビ放送の受信は、文化的かつ安全な生活を享受する ための必要条件であり、その妨害は人格権の侵害となる)が妥当と考えられる。

なお、アナログ放送停波前であっても、停波により地上テレビジョン放送が受信できなくなることが明らかであるのではあれば、作為請求権が可能で、対策施設のデジタル化を求める余地もある。建築物等の所有者等が裁判所の差止め命令(除去施設の設置義務)に従わない場合、被害者は代替執行を申し立てることとなる(民法第414条第2項、民事執行法第171条)。

⑨ 渡し切り補償により、対策施設を住民組合が維持管理している場合、対策施設のデジタル化の 費用負担に関し、建築物等の所有者が応じない可能性がある。

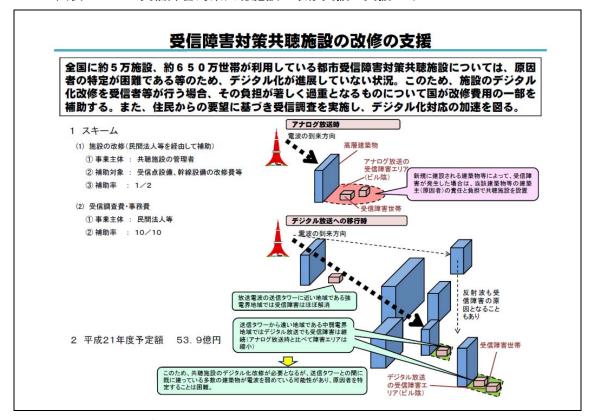
公共施設の建設により生じた受信障害については、国土交通省の通達⁷等により、渡し切り補償が多い。同通達によれば、国土交通省の直轄の公共事業の施行に係る公共施設の設置により生じたテレビ受信障害に対して、設置費と20年間の維持管理費用を共同受信施設の組合代表者に渡し切りで補償することしており、デジタル化に伴う追加補償は行わないとする方針である。

例えば、首都高速道路株式会社は「既にアナログ放送受信障害対策を行っている地域に対するデジタル放送受信障害に関する対応については、デジタル方式によるテレビ受信障害対策を行わないこととしています。」⁸と掲示している。

このような場合においては、受信者側がデジタル化改修費用を負担せざるを得ないことがあるが、対策施設のデジタル化改修費用が著しく過重となる場合については、総務省は平成21年度予算で「受信障害対策共聴施設の改修支援」(図表1-7)を行う予定であり、本制度を活用して、費用負担の軽減を図ることが考えられる。この支援スキームでは、改修費用の最大1/2、受信状況調査の全額について補助をすることとなっている。

^{7「}公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生じる損害等に係る費用負担について」(昭和54年10月12日建設省計用発第35号、最近改正平成15年7月11日国土交通省国総国調第47号)

図表 1-7 受信障害対策共聴施設の改修支援の支援スキーム



資料:総務省「地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策~平成21年度政府予算 案の内容~」平成20年12月

① 対策施設の改修にあたっては、受信者はデジタル放送の受信に通常必要とされるUHFアンテナの設置費用等の経費を負担することとなっているが、NHK等の調査によれば、デジタル放送個別受信世帯の66.6%はアナログ放送用アンテナをそのまま利用しており、新たにデジタル放送用アンテナに設置した世帯は26.9%であるなど、地域によって、設置費用は様々であり、それを考慮する必要がある。

151号通達では、受信者はデジタル放送の受信に通常必要とされるUHFアンテナの設置費用等の経費を負担することとなっているが、地域によってその水準が異なる可能性がある。つまり東京都のようにUHF受信世帯が少ない場合、新規にUHFアンテナ等を設置する必要があり、費用が嵩むが、県によってはUHF放送が普及しており、改めてUHFアンテナを購入せず、そのままあるいは方向を変更するだけで、デジタル放送が受信できる。このため、デジタル放送の受信に通常必要とされるUHFアンテナの設置費は一律で決めるのではなく、対策施設の地域の状況に応じた水準で決めることなども必要であると考えられる。

図表1-8 地デジ個別受信世帯におけるUHFアンテナの設置状況

地デジ個別受信世帯における UHFアンテナの設置状況



資料: NHK第31回受信実態調査(2008年7月実施)より。

注:Nはサンプル数。

① アナログ放送の対策施設を撤去する場合に費用は誰が負担するのか明確でない。

アナログ放送の対策施設を撤去するか否かは施設の所有者が決定することであり、撤去費用も、施設の所有者が負担すべきであると考えられる。建築物等の所有者が対策施設を所有しているのであれば、建築物等の所有者が負担すべきであり、受信者組合が所有する場合には、受信者組合が負担すべきであると考えられる。

なお、アナログ放送の対策施設を撤去せず、維持管理をしなかったため、ボルト等が落下し、通行人に怪我を負わせた場合、民法第717条「工作物の設置管理に関する瑕疵」により、損害賠償責任が生じる可能性もある。

2 対策施設デジタル化に関わる ADR 機関

2.1 ADR 機関設置の必要性

第1章で検討したように、151号通達では、デジタル化改修の方法や費用負担に関し、当事者の話し合いで解決するとしているが、当事者間の協議は、デジタル化改修に関する専門家がいないことや当事者同士では交渉が進まず解決までに時間がかかる場合がある。

具体的には、「都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査報告書」(社団法人日本C ATV技術協会、平成20年12月)によれば、対策施設デジタル化の課題として、以下の点が指摘されている。

- ① 複合障害である場合、他のビル所有者との調整をどのように行ったらいいかわからない。
- ② 複合障害が生じている場合、原因物やその程度を確定できない場合が多い。
- ③ 受信者との協議がまとまらない可能性がある。

これらの課題の解決方策として、第三者による斡旋、調停や仲裁の仕組みの検討が挙げられている。

第三者による斡旋、調停の仕組みは、一般に ADR(Alternative Dispute Resolution)と呼ばれている。ADRは、民事上の紛争を訴訟手続によらず、公正な第三者が関与して解決する手続であるということができる。なお、斡旋は、当事者間の紛争の解決が促進するよう、第三者が当事者に話し合いの場を設定し、双方の主張を確認することであり、第三者は当事者の主張を評価・判断しない。調停は話し合いの場を設定し、双方の主張を確認するだけでなく、第三者が評価・判断をし、和解案をも提示することである。

ADRのメリットとしては、司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書」(2001年6月)では、「厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決、プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、簡易・迅速で廉価な解決、多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細かな解決、法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決を図ることなど、柔軟な対応も可能である」。としている。

仲裁は、民事上の紛争について、当事者がその解決を第三者である仲裁人に委ね、仲裁人の判断に終局的に服する旨を合意するものであり、ADRと裁判の中間に位置するものと考えられる¹⁰。

仲裁は、ADRと比較すると①手続開始時に紛争解決の合意がある点、②仲裁判断に強制的に服さざるを得ない点という点で異なる。

⁹ http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html

¹⁰ 山本和彦・山田 文「ADR仲裁法」日本評論社、2008年3月、P. 263以下に基づく。

海事や建設工事等の場合、紛争が発生する前に予め契約等に紛争解決方法として、仲裁条項が置かれ、それに基づき仲裁手続が実施されている。海事の場合、社団法人日本海運集会所等が、建設工事の場合、建設工事紛争審査会が紛争解決を図っている。なお、建設工事紛争審査会は建設業法に基づき設けられている。

日本の場合、仲裁が紛争解決の手続として、ほとんど利用されていない。これは、仲裁機関が少ないことや、紛争発生後に当事者双方が納得する仲裁人を選定するのが難しいことなどがある。

斡旋、調停、仲裁を比較したものが図表2-1である。

対策施設に係る紛争の場合、紛争解決の合意を当事者から獲得することは困難であり、仲裁による紛争解決よりも斡旋・調停による紛争解決の方が、紛争解決の手段として適切と考えられるため、ここではADR機関を中心に現状を検討する。

図表2-1 紛争解決の手続

手続の種類	関与する	概要	性格
	第三者の例		
斡旋	ADR 機関	斡旋人は当事者に話し合	当事者間の合意で和解が成立。
	(斡旋人)	いの場を設定し、双方の	和解案に強制力はない。
		主張を確認する。	簡易・迅速かつ廉価な手数料で、
調停	ADR 機関	調停人は双方の主張を確	柔軟な解決が図れる。
	(調停人)	認するだけでなく、評価・	
		判断をし、和解案をも提示	
		する。	
仲裁	一部の ADR	解決を仲裁人に委ね、仲	手続開始時に紛争解決の合意が
	機関	裁人の判断に終局的に服	ある。
	仲裁廷	する。	仲裁人の判断で仲裁判断が行わ
	(仲裁人)		れる。
			確定判決と同様な効力がある。

2.2 ADR 機関の設置・運営主体

ADR 機関の設置・運営主体は、司法、行政、民間のいずれかであり、設置・運営主体により、ADR は司法型 ADR、行政型 ADR、民間型 ADR¹¹に区分される。

① 司法型 ADR

司法型 ADR は、裁判所の設置する ADR で、民事調停、家事調停がある。民事調停は、民事に関する紛争を扱い、家事調停は婚姻の無効・取り消しの訴え、離婚の訴え等の人事に関する訴訟事件、相続回復請求事件や婚約関係事件等の家庭関係の民事訴訟事件等を扱う。調停主任として裁判官の関与、調停委員の関与、調停調書への執行力の付与など裁判所の機能を利用することが可能であるというメリットがあるが、手続内容や解決合意の柔軟性、手続主宰者の選択、訴訟手続との連続性などの点で、一定の制限がある。

② 行政型 ADR

行政型 ADR は、行政機関が設置・運営する ADR でその管轄事項における紛争状況を具体的に把握し、省令や行政指導を適用して、紛争を解決しようとするもので、従来の規範では解決できない問題については新たな規範を創設することで、政策の実効性を高めようとするものである。行政型 ADR としては、以下のような機関がある。12基本的には財政的な負担は行政が行い、住民の負担は無料の場合が多い。

- 公害等調整委員会
- 中央労働委員会
- 船員労働委員会
- 中央建設工事紛争審査会
- 公正取引委員会
- 人事院
- 特許庁
- 海難審判庁
- 電波監理審議会
- 国税不服審判所
- 証券取引等監視委員会
- 総務省管区行政監察局(例:関東管区行政監察局)
- 法務局人権擁護部(例:東京法務局人権擁護部)
- 国民生活センター(消費者苦情処理専門委員会)

¹² ADR 検討会・第1回配布資料(2002年2月5日)。

- 公害審査会(例:東京都公害審査会)
- 地方労働委員会(例:東京都地方労働委員会)
- 人事委員会(例:東京都人事委員会)
- 建設工事紛争審査会(例:東京都建設工事紛争審査会)
- 東京都都市計画局建設指導部建築紛争調停委員会及び建築紛争調整室
- 収用委員会(例:東京都収用委員会)
- 開発審查会(例:東京都開発審查会)
- 消費生活センター等(例:東京都消費生活総合センター)
- 消費者被害救済委員会(例:東京都消費者被害救済委員会)
- 苦情処理委員会等(例:都道府県、政令市の苦情処理委員会等)

③ 民間型 ADR

民間型 ADR は、司法型 ADR、行政型 ADR 以外の ADR を含むもので、業界型 ADR、独立型 ADR、混合型 ADR の3種類に分けられる。業界型 ADR は業界団体が財政的負担をして ADR を 運営するタイプである。独立型 ADR は業界内の仲裁をめざした ADR、業界とは関連のない組織 の ADR である。混合型 ADR は業界が財政的負担はしているが、機関の運営は独立して行う ADR である。民間型 ADR としては以下のような機関がある。13

- (社)国際商事仲裁協会
- (社)日本海運集会所
- (財)交通事故紛争処理センター
- (財)日本クレジットカウンセリング協会
- (財)不動産適正取引推進機構
- 医薬品PLセンター
- 化学製品PL相談センター
- ガス石油機器PLセンター
- 家電製品PLセンター
- (財)自動車製造物責任相談センター
- 住宅部品PLセンター
- 消費生活用製品PLセンター
- 生活用品PLセンター
- 清涼飲料相談センター
- 日本化粧品工業連合会PL相談室
- 防災製品PLセンター
- (社)日本訪問販売協会

¹³ ADR 検討会・第1回配布資料(2002年2月5日)。

- (社)東京都貸金業協会
- (社)東京銀行協会東京手形交換所不渡手形専門委員会
- 東京穀物商品取引所紛議調停委員会
- (社)日本証券業協会
- クリーニング賠償問題協議会
- 東京都歯科医師会医事処理部委員会
- (社)東京都宅地建物取引業協会不動産相談所
- (財)不動産適正取引推進機構
- (社)日本広告審査機構
- 第二東京弁護士会仲裁センター
- 大阪弁護士会総合法律相談センター
- 新潟県弁護士会示談斡旋センター
- 東京弁護士会あっせん・仲裁センター
- 広島弁護士会仲裁センター
- 横浜弁護士会あっせん・仲裁センター
- 第一東京弁護士会仲裁センター
- 埼玉弁護士会示談あっせんセンター
- 岡山仲裁センター
- 名古屋弁護士会あっせん・仲裁センター
- (財)日弁連交通事故相談センター
- 日本知的財産仲裁センター
- 紛議調停委員会(例:東京弁護士会紛議調停委員会)

また、民間 ADR に対する信頼性の確保や法的効力の付与等をめざし、法務大臣により認証制度が作られ、すでに26機関が認証をうけている(平成21年3月20日現在)¹⁴。なお、認証事業者は「かいけつサポート」という愛称や所定のロゴを用いることができるものである。

現在認証を受けている団体を区分すると、弁護士会、土地家屋調査士会、司法書士会、社会保険労務士会など、法律及び隣接法律専門職団体による ADR が14機関と過半数を占めている。そのほか、業界団体が設立した機関が6、その他の民間団体が6となっている(図表2-2)。

¹⁴ 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(以下、同法については条文番号を示す)に基づく法務大臣からの認証を受けるためには、申請者が実施する ADR 手続が 6 条各号の定めている基準を満たし、かつ 14 条・15 条・16 条が定める認証 ADR 事業者に課される義務を負担できるものとなっている必要がある。

http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/adr01.html

図表2-2 認証紛争解決事業者

区分	認証紛争解決事業者名	取扱う紛争の範囲
	大阪弁護士会	民事に関する紛争(全般)
	京都弁護士会	民事に関する紛争(全般)
弁護士会	横浜弁護士会	民事に関する紛争(全般)
	愛知県弁護士会	民事に関する紛争(全般)
	兵庫県弁護士会	民事に関する紛争(全般)
土地家屋調査	大阪土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
士会	愛媛県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
	神奈川県司法書士会	民事に関する紛争(紛争の価額が140万 円以下のものに限る。)
	東京司法書士会	民事に関する紛争(全般)
司法書士会	静岡県司法書士会	民事に関する紛争(紛争の価額が140万 円以下のものに限る。)
	滋賀県司法書士会	民事に関する紛争(紛争の価額が140万 円以下のものに限る。)
11 A /D 8A W 75	京都府社会保険労務士会	労働関係紛争
社会保険労務	全国社会保険労務士会連合会	労働関係紛争
	沖縄県社会保険労務士会	労働関係紛争
	財団法人 家電製品協会	製造物責任等に関する紛争
	財団法人 自動車製造物責任相談センター	製造物責任等に関する紛争
業界型	日本証券業協会	金融商品の取引に関する紛争
木が王	財団法人 ソフトウェア情報センター	ソフトウェアに関する紛争
	社団法人 日本商事仲裁協会	商事紛争
	日本スポーツ仲裁機構	スポーツに関する紛争
	社団法人 日本産業カウンセラー協会	労働関係紛争 夫婦関係等に関する紛争
	財団法人 全国中小企業取引振興協会	下請取引等に関する紛争
	財団法人 東京都中小企業振興公社	下請取引等に関する紛争
その他	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会	特定商取引に関する紛争
	事業再生実務家協会	事業再生に関する紛争
	特定非営利活動法人 福岡マンション管理組 合連合会	マンションに関する紛争

2.3 ADR 機関の手続フロー

ADR の基本的な手続フローは、まず、依頼者が ADR へ申立を行う。ADR は申立内容にもとづき、 斡旋人を選定し、相手方に話し合いへの出席を打診し、話し合いに出席できるようであれば、和 解斡旋を行い、和解に至った場合、和解契約書等を作成する。和解が不成立の場合は、和解不 成立として訴訟することもあると考えられる。個々の ADR 機関での手続フローを以下に示す。

(1) 第二東京弁護士会仲裁センターの例

第二東京弁護士会仲裁センターでは、和解斡旋だけでなく、仲裁も行っており、申立段階で和解 斡旋か仲裁(仲裁合意が既に存在する場合に限る)かを、申立人が決定する。和解斡旋で開始し た場合でも双方が仲裁に合意したときは仲裁に移行することができる。

申立人、相手方は斡旋人、仲裁人を指名することができるが、指名がない場合には仲裁センターが選任する。斡旋人、仲裁人決定後、仲裁センターは第1回期日を決定し、相手方に書類を送付し、手続への参加を働きかける。相手方が参加を応諾しない場合には、手続は終了する。期日では、双方の主張を聞き、数回の話し合いの後、和解が成立した場合、和解契約書を作成する。

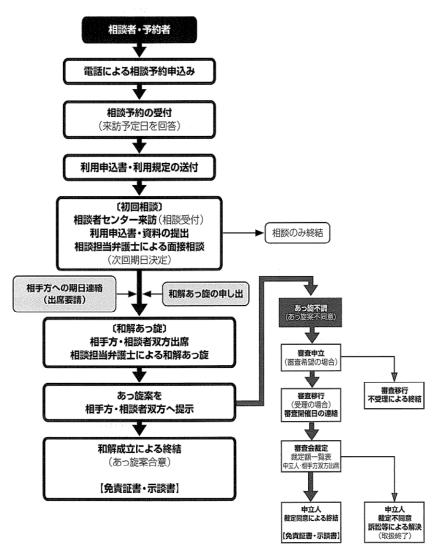
仲裁 紛争・トラブルを解決したい。どうすれば・・・ 手続の 流れ 仲裁センターへ申立 (和解やあっせんや仲裁) 和解あっせん手続 仲裁手続 ※双方合意の下で仲裁人が判断をする手続です ※仲裁手続には仲裁の合意が必要です。 ※お互いの話合いで合意を目指す手続です。 あっせん人・仲裁人を選びます ペテラン弁護士や元裁判官などが中心です。連黎士などの専門家がアドバイスする場合もあります。 - 3週間 相手方へ連絡して出席を呼びかけます ※相手が期目に出席できない場合には手続がすすめられません。 ※相手の方も「とりあえず言い分を聞いてみよう」という気持ちて 是非ご出席ください。 ※あくまでお互いの話し合いを原則としています。 和解あっせん期日 仲裁期日 仲裁手続でも 和解をすることがあります。 和解不成立 和解成立 仲裁判断 弁護士のあっせん(希望の場合のみ) 仲裁判断書の作成 和解契約書の作成 原仲裁判断や和解に至6なかった場合、 ご希望により弁護士会法律相談センター にて相談を受け弁護士をあっせんします。 班仲裁人が立会人となり、甲立人・相手 方双方の署名・押印を得て和解契約書を 作成します。 ※仲裁判断書は裁判所の判決と同じ効力があり、仲裁判断書で強制執行もできます(ただし、執行決定が必要です)。 なお、仲裁判断信で、原則として不服申し立てができません。

図表2-3 第二東京弁護士会仲裁センターの手続フロー

出所:第二東京弁護士会仲裁センターのパンフレット

(2) 財団法人交通事故紛争処理センター

交通事故紛争処理センターでは、まず、相談者は電話で相談予約を申し込み、予約日にセンターに来訪し、弁護士の面接相談を受ける。相談のみで終わらず、和解斡旋の必要がある場合には、期日を決め、センターから、相手方にも出席を要請する。そして、担当弁護士が相談者、相手方の主張を聞き、斡旋案を提示し、和解が成立すれば終結する。通常2回で終了する。 斡旋が不調な場合には、審査会での審査を受けることができる。審査会裁定について、保険会社は同意することが義務づけられている。相談者が不同意な場合は、訴訟等による解決のステップに進むこととなる。



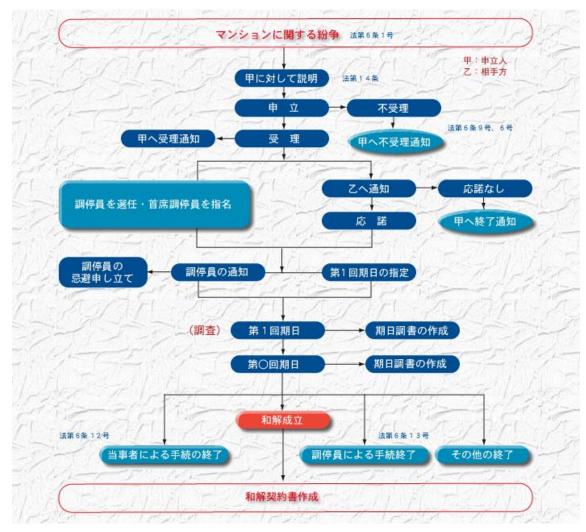
図表2-4 財団法人交通事故紛争処理センターの手続フロー

(注) ※「相談者」とは、損害賠償請求権者または、損害賠償義務者をいう。審査移行後、「申立人」と表示する。 ※「相手方」とは、保険会社、共済組合等をいう。

出所:財団法人交通事故紛争処理センター「事業の概要2008」2008年8月。

(3)マンション問題解決センター

特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会マンション問題解決センターは、申立があった場合、申立ての内容に応じて、調停員を2名以上選任し、その中から主席調停員を指名する。通常、調停員は2名で、1 名は必ず弁護士とし、もう 1 名は、紛争内容に応じて、マンション管理士、一級建築士等としている。3~4回の斡旋を行い、和解が成立した場合には、和解契約書を作成し、成立しない場合は、終了することとなる。



図表2-5 マンション問題解決センターの手続フロー

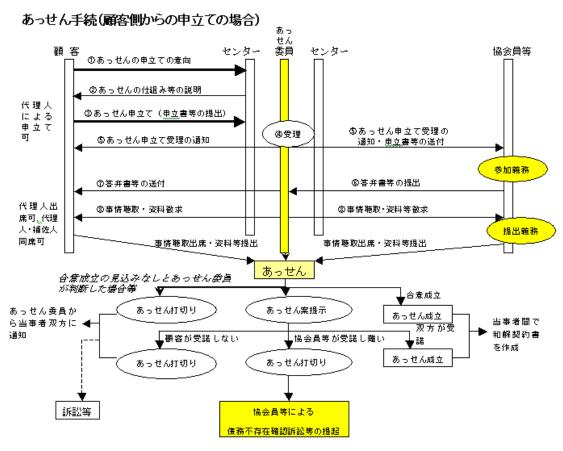
出所: http://www.fukukan.net/adr.html

(4)日本証券業協会 あっせん・手続

日本証券業協会の証券あっせん・相談センターでは、電話で相談内容を受け付け、申立て書を 提出していただく。それにもとづき、センターより、協会員に対し、申立ての受理を連絡し、答弁書 を提出していただく。それにもとづき、あっせん委員があっせん案を提示する。合意が成立した場 合には、和解契約書を作成し、成立しない場合には訴訟等となる。

あっせん委員は全員弁護士で地区ごとに分かれ登録され、合計31名である。

図表2-6 日本証券業協会 証券あっせん・相談センターにおけるあっせん手続



資料: http://www.jsda.or.jp/html/kujyou/contents.html

図表2-7 日本証券業協会の証券あっせん・相談センターのあっせん申立書

	平成	年	月	H
あっせん申立書				
日本証券業協会				
あっせん委員殿				
中立者の氏名				Θ
住所				
電話				
FAX				
E-mail		2.00	The Table	-
	あっては、			
1生用及	び名称並び	化代数	有の氏	ħ
下記の紛争についてあっせんをお願いいたします。				
なお、このあっせんをお願いするに当たっては、「あっせんに関する注意事	(項目 はて経れ)	信業	を重ね	1*
蔵実に紛争の解決に努力いたします。	OIL ICIES.	1 IA 496	を重ル	0,
modición 1. collin (con 1.)				
記				
1. 紛争の相手方				
(1) 相手方協会員名				
(紛争が発生した営業所名)				
(担当者名)				
(2) 相手方金融商品仲介業者名				
(紛争が発生した営業所名又は事業所名)				
(担当者名)				
2. 中立ての趣旨				
3. 紛争の要点				
(1) 紛争の原因となった事実関係				
(a) described and described to				
(2) 相手方との交渉経過				
(3) 事実関係についての主張の対立点				
4. 証拠書類				
** minor m 791				
5. 送達の場所				
(注)あっせんに関する書類の送達場所を住所以外とする場合、送達の場所を含	己載する。			

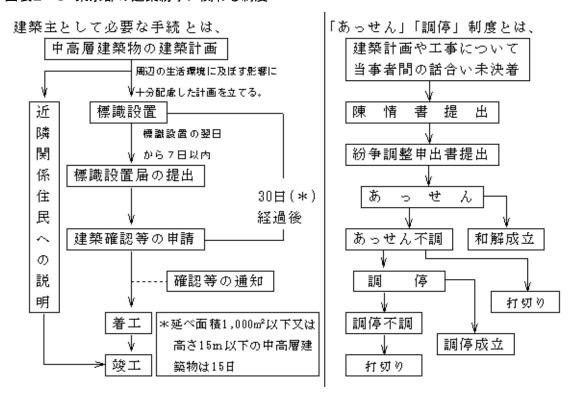
(5)建築紛争の斡旋・調停(東京都)

東京都では、中高層建築物の建築に伴う紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、昭和53年7月に「東京都中高層建築物建築に関する条例」を制定し、これにもとづき中高層建築物の建築計画に関し、標識の設置、近隣関係住民に対する説明会の開催等の指導を行うとともに、発生した建築紛争については、当事者の申出に応じ、斡旋または調停を行い、建築紛争の解決を図っている。特別区の区域内においては、計画建築物の延べ面積が10,000m²を超える場合には都市整備局が、10,000m²以下の場合は各区が事務を取り扱っている。八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、国分寺市は各市役所が、その他の市は東京都多摩建築指導事務所が事務を取り扱っている。

建築紛争が当事者間の話し合いで解決しない場合、当事者は、知事宛に陳情書(図表2-9)を提出し、受理すると都は相手方に誠意をもって話し合うよう行政指導を行う。都による斡旋や調停で紛争調整を希望する場合には、紛争調整申出書(図表2-10)を提出する(陳情書の提出と同時でもよい)。

斡旋は、都の職員が当事者双方の主張の要点を確かめ、適切な助言や資料を提供する。調停では、第三者である調停委員会が必要な調査審議を行い、当事者双方の合意の見込みがある場合、調停案を双方に提示するなどを行う。

図表2-8 東京都の建築紛争に関わる制度



資料: http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/hunsou/index.html

図表2-9 陳情書の様式

	平成○○年○○月○○日
陳情書	
東京都知事	陳情者名簿には、氏名、
〇 〇 〇 〇 〇 様	住所、捺印が必要です。
住 所 ○○区△△町	一丁目〇番〇号
氏名〇 〇	0 0 印 \ \
(仮 称) ○○マンシ	ョン新築工事を考える会
(代表者) ○ ○	○ ○ 外○○○名 \
	(別添陳情者名簿のとおり)
私たちは、○○区△△町一丁目2-3外に建設予定の(仮称)	○○マンション新築工事の近
隣住民です。これまで本計画について、建築主側(建築主・設	計者・施工者)と話合いを重ね
てきましたが、未だ解決できていません。そこで「東京都中高	層建築物の建築に係る紛争の予
防と調整に関する条例」に基づき、陳情書を提出いたします。	
当事者間での話合いから本陳情書を提出するに至ったのは、ス	本建築計画が近隣の環境や住民
に著しい影響を与えること、建築主が誠意のない態度を続けてレ	ること等によります。
詳細については、以下のとおりです。	
1 陳情に至った理由 (※ 具体的な理由を記載してください	\ _o)
平成〇〇年〇〇月〇〇日、1回目の説明会が開かれました。	ところが、・・・
(内容を記載してください。)	
建築主は、これまで住民からの質問や要望に対する回答も	しないまま、着工するのではな
いかと懸念しています。	
そこで、以下のように陳情をいたします。	
I	

図表2-10 紛争調整申出書の様式

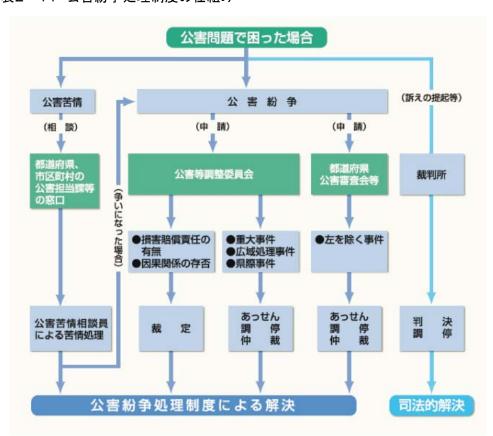
第 5	号様式(第 11 条関係) 糸	分争調	整	申	出:	書			
	東京都中高層建築物の建	築物の建築	に保	る紛	·争の ⁻	予防と調	整に関す	つる条例	前第 7
	条の規定により紛争の調整	を下記のと	おり	申し	出まっ	す。			
						平成	年	月	目
	東京都知事 殿								
		1	₹		_				
		申出者	任	所					
			氏	名			印	(外	名)
			電	話					
			(法人 記		ては、そ	の事務所の	听在地、名 穆	下及び代表:	者の氏名)
1	建築物の名称								
2	建築敷地の地名地番								
3	紛争の相手方の住所								
	氏名及び電話番号								
4	紛争調整を求める事項								
5	交渉経過の概要								
6	その他参考となる事項								

(6)公害等調整委員会

公害等調整委員会は昭和47年7月1日、土地調整委員会(昭和26年1月31日設置)と中央公害審査委員会(昭和45年1月1日設置)とを統合して設置された国家行政組織法第3条に基づく行政委員会であり、①公害紛争について、斡旋、調停、仲裁及び裁定を行い、その迅速かつ適正な解決を図ること(公害紛争処理制度)、②鉱業、採石業または砂利採取業と一般公益等との調整を図ること(土地利用調整制度)が主たる任務となっている。

公害紛争については、司法的解決とは別に「公害紛争処理法」(昭和45年制定)に基づき、公害紛争処理制度が設けられている。公害紛争を処理する機関として国に公害等調整委員会が、都道府県には都道府県公害等審査会等が置かれている。

公害紛争処理制度には「あっせん」、「調停」、「仲裁」及び「裁定」の手続がある(図表2-11)。 調停は、公害紛争処理機関が当事者の間に入り、両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互 譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続で最も利用が多い。裁定は損害賠償責任の有無 (責任裁定)、加害行為と被害との間の因果関係の存否(原因裁定)に監視、法律的判断を行うこ とにより、紛争の解決を図る手段である。調停は都道府県公害審査会等でも行われるが、裁定は 公害等調整委員会のみで行われる。図表2-12に原因裁定申請書の例を示す。



図表2-11 公害紛争処理制度の仕組み

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/index.html

図表2-12 申請書(原因裁定申請書)の例

	平成 年 月 日
	原因裁定申請書
4	公害等調整委員会 殿
905	
	〒 ○○県○○市○○548番地
	(電話 ΔΔΔΔ (××) □□□□)
	(FAX AAAA (××) □□□□)
	申請人ら代理人 丙 川 二 郎 印
	〒 同 所622番地
	(電話 0000 (××) ΔΔΔΔ)
	$(FAX \triangle \triangle \triangle \triangle (\times \times) \square \square \square \square)$
	同
	丁 原 三 男 印
曲	請人らは、公害紛争処理法第42条の27第1項に基づき、下配のとおり、
	因裁定の申請をします。
	記
	Mark of Transferred I
1	当事者及び代理人 ○○県○○市○○273番地
	申請人 甲野 太郎
	ほか160名別紙申請人目録記載のとおり
	同 所548番地
	上記代理人 丙川 二郎
	同 所622番地
	同 丁原 三男
	○□県○○市○○231番地
	被申請人 乙山産業株式会社
	上記代表者代表取締役
	上記代表者代表取締役 戊 沢 四 郎

- 2 公害に係る事業活動の行われた場所及び被害の生じた場所
 - (1) 事業活動の行われた場所○○県○○市○○231番地に所在する被申請人会社養豚場
 - (2) 被害の生じた場所○県○○市○○付近に所在する申請人ら所有の水田 (別紙被害水田一覧表記載のとおり)
- 3 裁定を求める事項 本件稲作被害は、被申請人が排出する汚水による、との原因裁定を求める。

4 理由

○○県○○市○○付近は我が国有数の典型的稲作地帯であり、申請人らは、 ここに居住し、それぞれ別紙被害水田一覧表記載の各水田を所有して、長年 にわたり稲作を行ってきた者である。

被申請人は、養豚業及びこれに付帯する事業を目的として昭和63年6月 12日に設立された株式会社であるが、平成元年2月1日、その肩書住所地 に乙山ファームの名称で養豚場を開設し、以来現在に至るまで常時約6万頭 の豚を飼育している。

乙山ファームは、巨大な養豚場であり、豚の排泄物等の混入した汚水が毎日多量に発生するにもかかわらず、充分な汚水処理施設を設置することなく 汚水を××川に流しているため、同ファーム開設以後××川の水質は高濃度 の窒素等を含むこととなり甚だしく汚染されるに至った(別紙××川水質調 査結果)。

申請人らの水田は、これまで灌漑用水としてもっぱら××川の流水を取水して使用していたが、上記のとおり上流に開設された乙山ファームのために××川の水が汚染されたため、申請人らが平成元年5月に植え付けた稲は、稲株の分けつ(株分れ)が止まり、生育が極端に悪くなって、収穫量が大幅に減少してしまった。

申請人らの昭和61年度から昭和63年度までの各年度の稲作収入の平 均額は、9億2500万円であったのに対し、平成元年の稲作収入は、合計 3億円余りに過ぎなかったから、申請人らは、少なくとも6億円の損害を被 っている(別紙申請人らの課税証明書)。

そこで、申請人らは、被申請人に対し、民法709条により6億円の損害 賠償を求める。

5 被害の熊様及び規模並びに紛争の実情

申請人らは、昭和62年秋頃に乙山ファームの建設計画を知り、××川の 水が汚染されることを心配していたが、同ファームが開設されその心配が現 実のものとなり、平成元年夏頃には申請人らの水田の稲の分けつが止まって いることが明らかになった。

そこで、申請人らは、丙川外2名を代表者として、平成元年9月9日及び 同年11月3日、被申請人との間で話合いをし、被申請人に対して××川の 水質汚濁防止のため、適切な措置を講ずるとともに、稲作の減収を補償する よう要求した。

しかしながら、被申請人は、乙山ファームには充分な汚水処理施設を設けており、申請人らの稲作に被害が発生しているとすれば、乙山ファームからの排水に因るものではなく、××川のさらに上流にある国営アルコール工場の排水に因るものであると主張し、新たな水質汚濁防止措置を講ずる必要はないし、申請人らの補償要求にも応じられない旨の回答に終始した。そのため、話合いは決裂状態となり、申請人らはやむなく本件裁定申請に及んだ次第である。

【別添(省略)】

- 1. 申請手数料 (別紙に貼り付けて提出) ※
- 2. 別紙申請人目録
- 3. 別紙被害水田一覧表
- 4. 別紙××川水質調査結果
- 5. 別紙申請人ら課税証明書

※裁定の申請をする者が貧困により手数料を納付する資力がないと認められるときは、当該手数料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予する申請をすることができます(公害紛争処理法施行令第19条第1項)。 該当すると思われる方(申請人が生活保護世帯に属する者である場合、申請人及び生計を一にする者がいずれも所得税非課税である場合等(公害紛争の処理手続等に関する規則第67条第2項から第4項))はお問い合わせ下さい。

(7)下請かけこみ寺

中小企業庁は、平成20年度より「下請かけこみ寺」事業を実施している。この事業は、中小企業から寄せられた取引に関する各種相談に応じるだけでなく、ADR を活用し中小企業のトラブルの迅速解決を図るとともに、下請適正取引等のガイドラインの普及啓発を行うものである。

①実施主体

「下請かけこみ寺」事業は、中小企業庁から財団法人全国中小企業取引振興協会が委託を受けて全体の管理・運営を行い、各都道府県の関係団体が実施している。「財団法人全国中小企業取引振興協会(下請かけこみ寺本部)」は平成20年5月14日にかいけつサポート第11号として認証を受けている。

②ADR 事業

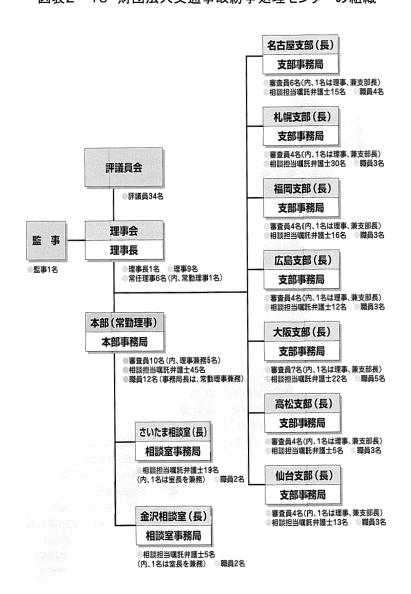
ADR 事業としては、下請業者が希望する場合には、その親事業者との間に、下請かけこみ寺が入って調停を行うことで、紛争解決を図ることも行っている。日本弁護士連合会を通じて、各都道府県に約180名の弁護士が登録されており、「下請かけこみ寺本部」が、下請事業者の住所等を考慮して、弁護士を選任し、その弁護士事務所等で調停手続きを実施するスキームとなっている。

③調停手続

下請かけこみ寺が選任した調停人(原則として 1 人の弁護士)が、両当事者の主張及び提出された資料を参考にして、和解案を提示するなどして、両当事者の間の紛争解決を目指す。調停手続は、非公開で実施され、最初の期日から3ヶ月以内に終了するように努め、和解がまとまれば、調停人が和解契約書を作成する。 調停手続費用は、無料である。

2.4 ADR 機関の組織

全国的な ADR 機関の組織事例として、財団法人交通事故紛争センターをみると、図表2-13 の通りである。本センターは、東京本部と7支部、2相談室の体制である。職員数は全体で40名、東京本部では14名である。東京本部の相談案件の受付、委員会組織の運営、全国的な会合の準備を行っている。相談案件の受付業務は4名で行っており、委員会組織、全国的な会合の準備、運営は10名で行っている。現在嘱託弁護士は180名おり、東京本部に45名が所属している。



図表2-13 財団法人交通事故紛争処理センターの組織

資料:財団法人交通事故紛争処理センター「事業の概要2008」2008年8月。

2.5 ADR 機関の運用経費

運用経費の事例として、下請かけこみ寺、財団法人交通事故紛争処理センター、日本証券業協会 証券あっせん・相談センターについて、その経費について検討した。

事例1:下請かけこみ寺

「下請かけこみ寺」の相談件数(弁護士の相談業務を含む)は、2008年4月から開始し、200 9年2月27日までに3, 217件となっている¹⁵。

下請かけこみ寺の平成20年度の実施計画書では、弁護士相談件数を100件/月(全国)とし、7割の案件が1回の相談で終了し、3割の案件(より踏み込んだ対応が必要となる案件)で3回の相談を行うと仮定し、弁護士謝金を24,000円/時間としている。16

事例2:財団法人交通事故紛争処理センター

交通事故紛争処理センターの年間相談件数は22,271件であり、10 億円の事業費と9千万円の管理費で運営されている。¹⁷

事例3:日本証券業協会 証券あっせん・相談センター

証券あっせん・相談センターの平成19年度の年間経費は3,900万円である¹⁸。斡旋終結件数は149件、相談件数は7,211件となっている(図表2-14)。

¹⁵ http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi_jisseki.htm

¹⁶中小企業庁「実施計画書(「下請かけこみ寺」相談機能強化(弁護士直接相談)事業)」 http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/nyusatsu/2008/download/081021kakekomidera_01 .doc

¹⁷ 財団法人交通事故紛争処理センター「事業の概要 2008」

¹⁸ http://www.jsda.or.jp/html/gaiyou/houkokusho.html

図表2-14 日本証券業協会の証券あっせん・相談センターの活動実績

(1) 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせんの申立て等の状況

年度	区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
年度当初の係	属事案	4	8	25	26	33	30	23	42	30
新規申立事案		32	100	128	153	140	149	158	126	173
		28	83	127	146	143	156	139	138	149
実施(終結)	和解	(13)	(43)	(46)	(45)	(60)	(86)	(66)	(69)	(73)
実施(終結)		(15)	(35)	(75)	(94)	(78)	(66)	(69)	(66)	(67)
	取下げ		(5)	(6)	(7)	(5)	(4)	(4)	(3)	(9)
年度末の係属	事案	8	25	26	33	30	23	42	30	54

(2) 協会員の業務に関する苦情相談件数

本年度中、受け付けた相談件数は、次のとおりである。

相	地区協会相談の内容		東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	その他	合計
相談	証券取引制度等に関する質 問及び意見	件 220	件 144	件 2,976	件 580	件 71	件 1,660	件 204	件 115	件 320	件 148	件 6 , 4 38
-tyte	①勧誘に関する苦情	4	4	81	22	2	64	13	4	8	0	202
苦	②売買取引に関する苦情	4	11	118	42	2	30	18	7	19	0	251
defe	③事務処理に関する苦情	2	7	119	32	3	16	9	6	11	2	207
情	④その他の苦情	4	0	71	11	1	16	6	1	3	0	113
	合 計	234	166	3,365	687	79	1,786	250	133	361	150	7,211

資料: http://www.jsda.or.jp/html/gaiyou/houkokusho.html

2.6 対策施設デジタル化に係る紛争の ADR 機関

2.6.1 設置方法

対策施設デジタル化に係る紛争の ADR機関(以下、「対策施設の ADR機関」という。)を設置するためには、以下の方法が考えられる。民間の ADR機関を利用する場合には民間紛争解決事業者認証の取得を条件とするかを検討する必要である。

(1)既存の ADR 機関を利用するケース

既存の ADR 機関で、対策施設デジタル化に係る紛争に関し、斡旋・調停を行うものである。この方法であれば、新たに組織を作る必要がないというメリットがあるが、一方で全国各地に ADR 機関を開設することは、組織面、人材面で難しいと思われる。また、地域によって、実施する ADR 機関が異なると、紛争の解決方針に関する情報共有等が困難であると考えられる。

また、民間紛争解決事業者の認証を受けた事業者が望ましいと考えられるが、現状では「地上デジタル放送の受信障害」に精通している事業者や全国的に展開している事業者が少ないことから、実際上は難しいと考えられる。

(2)新規に ADR 機関を設置するケース

新規に対策施設デジタル化の紛争を専門に行う ADR 機関を設置する。この場合、新規に組織を構築することとなるが、人材育成、情報共有等の運営面でのメリットがある。

また、民間紛争解決事業者の認証を取得することで、利用者の信頼感を増すことが可能である。ただし、公的な色彩を強めることにより、利用者の信頼感は、同認証を取得しなくとも、醸成することは可能と見られる。なお、認証取得には半年から1年近くかかると見られるため、ADR機関運営開始までに認証を取得するためには、事前の準備期間が必要である。

(3) 行政機関に委員会形式の ADR 機関を設置するケース

公害等調整委員会や建築紛争調停委員会などと同様な委員会を行政機関に設置し、調整を 行うことが考えられる。この場合、法律または条令による定めが必要となり、法律や条令の制定 に一定の期間が必要となる。

2.6.2 組織構成

対策施設の ADR 機関の組織構成として、申立人の利便性等を考慮し、できるだけ都道府県 単位で拠点を設置・運営することが望ましい。

本部では、相談内容のデータベース化、相談事例集の作成、本部・支部間の連絡調整、調停人に対する研修、経理処理等を行う。支部では、相談の予約受付、相談業務や ADR 業務を行うこととする。

年間3000件程度の相談があり、そのうち7割が簡易な相談で終了し、残り3割について斡旋・調停を行うことと想定する。簡易な相談は1回、斡旋・調停は3回の協議が行われるとすると、相談時間の年間時間数は、

年間相談時間=2100件×1時間+900件×3回×1時間=4800時間

となる。弁護士、専門家は月4日勤務することを前提とする場合、弁護士・専門家の1名当りの年間相談時間は336時間(月4日×12ヶ月×7時間)となるので、この年間相談時間は約 14 名分に相当する。1 回の相談に2名で対応する場合、28名分となる。ただし、この人数は一つの拠点で全ての相談業務を実施する場合であり、都道府県単位に拠点を設置し、相談を実施する場合、仮に都道府県毎に弁護士・専門家を配置することとすれば、より多くの弁護士・専門家が必要となる。

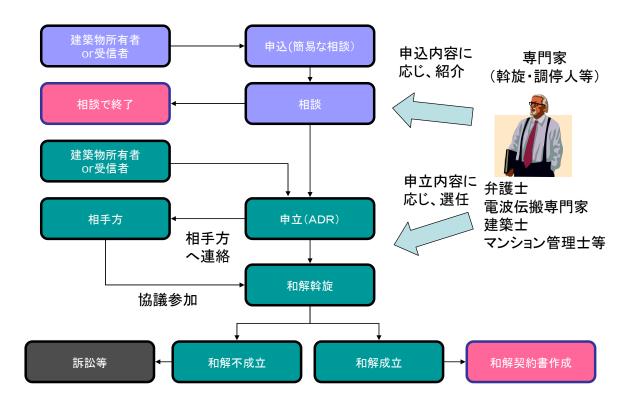
2.6.3 手続フロー

手続フローとしては、以下が考えられる。対策施設のデジタル化に関し紛争がある建築物所有者あるいは受信者は、対策施設のADR機関(各地域の支部)に、簡易な相談の申込を行う。ADR機関は申込内容に応じて、専門家を紹介し、相談日時を決定する。

専門家としては、弁護士、電波伝搬専門家(大学研究者等)、建築物やマンション管理に 関する専門家などを想定する。

申込人は、指定された相談日にADR機関の支部を訪問し、専門家と1時間程度の相談を行う。そこで問題が解決した場合、本手続は終了する。

問題が解決しない場合には、斡旋・調停の申立を行う。ADR機関より相手方に、連絡を取り、協議の期日を決め、和解斡旋を行う。協議は2~3回程度行う。和解が成立した場合は、和解契約書を作成し、和解が不成立の場合には、手続は終了となる。後者の場合、申立人は訴訟等での解決を図ることになる。なお、法務省「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律 第6条の基準・要件等の整理資料」では、当該紛争の他方の当事者に通知する方法としては、配達証明郵便又はこれに準じる方法で行うことが例示されている。



図表2-17 対策施設の ADR 機関の手続フロー

2.6.4 運用経費の負担スキーム

ADR の運用費用についてみると、弁護士会の運用している ADR や法務省認証 ADR 機関においては、申立人や相手方から手数料を徴収している。一方、業界が設立した ADR では、消費者である申立人の手数料は無料とし、業界が運用費用を提供している。

対策施設の ADR 機関に関しては、対策施設のデジタル化に係る紛争を迅速に解決するという 観点からみると、国が ADR の運用に係る経費を負担し、対策施設の所有者や受信者の支払う手 数料は無料や廉価とすることで、斡旋や調停を申し立てやすくすることが必要である。

ADR 機関に対し、運用経費を国が提供する方法としては、以下の大きく2つの方法が考えられる。

- ① 受信者等が ADR 機関に斡旋・調停を申立て場合、それに掛る費用の一部または全額を補助する方法。ADR 機関は有料で斡旋・調停を行い、受信者は掛った費用の一部または全額を国から補助を受ける。
- ② ADR 機関が、対策施設のデジタル化に係る斡旋・調停を行った場合、その費用に関し、国 が補助を行う方法。ADR 機関は無料で斡旋・調停を行う。

①の方法は、案件数が多いため事務が煩雑となることや、手数料の立て替えや一部負担が必要であるため利用が進まない可能性がある。このため②の方法が望ましいと思われる。

2.6.5 設備・情報システム

対策施設のデジタル化に関する ADR を、迅速かつ効果的に運用するためには、設備や情報システムの整備が重要と思われる。整備を検討すべき主な設備や主な情報システムとしては以下が考えられる。

(1)設備

1)保管庫

民間紛争解決手続において提出された証拠書類を安全に保管する設備である。通常、施錠可能である必要がある。

2)会議室

審理室、斡旋・調停人用控室、各当事者用控室などを用意することが望ましい。各室とも遮音性が高いことが望まれる。

(2)情報システム

主な情報システムは以下の通りであるが、情報資産を安全に活用するため、適切なセキュリティ対策を講じる必要である。

1)相談受付システム

たとえば、斡旋・調停を実施する場合には、当事者からの相談を受け付け、斡旋人(弁護士、専門家)を選定し、会議室の予約等を行うシステムである。電話での受付した後、FAX あるいは郵送等により、申立書類の送付を申立人に依頼する。その書類にもとづき、申立人と相談の上、斡旋人を選定し、来訪日を決定し、それを関係者に通知する仕組みである。

2)文書管理システム

紛争となった案件については、一定期間保管することが必要となるため、可能な限り電子化し 保管する。こうした文書を管理するシステムである。

3)情報共有システム

紛争内容、和解案等を情報共有することで、紛争の状況に応じた解決内容が、地域によって差が生じないようにするシステムで、案件の検索や比較が容易に可能となる。また、蓄積された情報にもとづき、相談事例集が作成できる。なお、平成21年度の下請かけこみ寺の実施計画書¹⁹によれば、相談に際し、相談内容に係る事実関係の情報を詳細に記録した相談カードを作成し、データベース化を行い、それにもとづき、相談事例集を作成することとなっている。

¹⁹ http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2009/download/090309Shiryou1.pdf

2.6.6 斡旋人・調停人の育成・研修

対策施設のデジタル化に関するADRにおける斡旋人・調停人としては、弁護士や電波伝搬関係の専門家(大学研究者等)、建築物やマンション管理等の専門家(建築士、マンション管理士等)が望ましいと考えられる。実際の協議において、弁護士、電波伝搬関係の専門家、建築物やマンション管理等の専門家など2~3名を基本として、対応することが想定される。

斡旋人・調停人の能力、経験について、法務省ガイドライン²⁰では、「和解の仲介を行うにふさわ しい者」は、和解の仲介を行うために必要な能力及び経験を有し、かつ公正性を疑わせる事情の ない者としている。ここで能力とは

- ①法律に関する専門的能力
- ②和解の仲介を行う紛争の分野(例えば、電波伝搬、建築物、マンション管理等)に関する専門 的能力
- ③紛争解決の技術(コミュニケーション、カウンセリング等の技術) を意味しており、この能力に育成が重要であると考えられる。
- ①、②はそれぞれ専門分野の講師による研修が想定される。また研修を行う前に、紛争事例のパターン化とその解決策に関するマニュアル等の作成も必要である。③については、(社)日本仲裁人協会の「調停人養成講座」²¹などの利用が考えられる。

図表2-18(社)日本仲裁人協会の調停人養成プログラム(基礎編)

	12 10 (1	<u> </u>	や「一致人間去の間で入食成プロノブム (圣诞神/
日程	目標 NO.		項目
1	自主交渉援	1	遠慮をなくす/目的意識確認
	助型調停を	2	3つの調停を見る
	考える	3	裁判と調停
		4	調停知識
2	交渉理論を	5	アイスブレークと復習
	学ぶ	6	交渉を演ずる
		7	交渉理論と紛争解決
		8	課題の特定
3	調停における	9	復習と本日のトレーニングへの橋渡し
	導入部のス	10	当事者の気持ち
	キル	11	初めての出会い
4	傾聴トレーニ	12	「聴く」トレーニング
	ング	13	「聴く」とは
		14	技法を使ってみる
5	調停の問題	15	調停人の倫理
	解決を試みる	16	調停ロールプレイ
		17	座談会

出所: http://arbitrators.jp/より作成

²⁰法務省大臣官房司法法制部「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」(平成 18 年 6 月 20 日制定)

http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/adr01-08.pdf

²¹ http://arbitrators.jp/

参考資料

参考資料1「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について(通達)総情域第151号(平成18年11月27日)」

都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について(通達)総情域第151号(平成18年11月27日) 別紙

都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る考え方

高層建築物等による受信障害(以下「受信障害」という。)への対策として設置された共同受信施設(以下「対策施設」という。)については、平成15年12月以降、地上デジタルテレビジョン放送(以下「デジタル放送」という。)の全国展開が進展していること、平成23年7月24日までに地上アナログテレビジョン放送(以下「アナログ放送」という。)が停波され、デジタル放送へ完全に移行する予定であることから、施設改修等のデジタル放送対応が必要とされているところである。

これに係る対処については、当事者相互の協議による自治的処理が原則であるものの、その際に参考となる実例・学説・判例の蓄積も途上であり、社会慣行として定着するには時間を要する状況にある。

しかしながら、アナログ放送の停波までに対策施設のデジタル放送対応に係る適切な措置を講じるための時間的制約を踏まえ、デジタル放送への円滑な移行とその促進を図る観点から、対策施設のデジタル放送対応のための協議の際の参考とすべく、費用負担等の考え方を示すものである。

1 基本的考え方

(1) デジタル放送は、受信障害に強い伝送方式を採用しているため、アナログ放送に比べると受信障害の改善が見込まれており、現に対策施設によりアナログ放送を受信している世帯(以下「受信者」という。)のうち、一部の世帯は個別アンテナによる直接受信が可能となる。

従って、デジタル放送への移行後、そのような世帯に対してはアナログ放送に おける受信障害の原因となった高層建築物等の所有者(以下「所有者」という。) が設置した対策施設による受信障害対策の必要性は無くなるものと考えられる。

- (2) 一方、デジタル放送においても引き続き受信障害が解消しない世帯に対しては、
 - デジタル放送はアナログ放送から置き換わる(代替する)ものであり、地上 波放送における受信障害に変わりがないこと
 - アナログ放送における受信障害の原因となった高層建築物等が、デジタル放送においても受信障害の要因の全部又は一部であると考えられること
 - 「高層建築物による受信障害解消についての指導要領について (通達)」(昭和51年3月6日郵放企第8号)において、対策施設のうち「共同アンテナから各戸の保安器までの設備及びこれらに附帯する設備」については「受信障害発生の原因となっている建築物の建築主の責任と負担で維持管理を行うことが適当である」としていること

から、デジタル放送への移行後も引き続き、所有者によって、対策施設の適切な維持管理等の措置が講じられる必要がある。

(3)従って、受信者が、受信障害対策として引き続き対策施設によってデジタル放送を受信せざるを得ない場合、当該対策施設のデジタル放送対応に係る改修を行わなければアナログ放送から置き換わるデジタル放送への移行後には地上波放送の受信障害対策施設としてテレビジョン放送を受信する機能が失われることとなることから、対策施設のデジタル放送対応に係る改修方法や費用負担等については、当該対策施設の維持管理責任を有している所有者と受信者とを当事者とする協議によって決定されることが基本となるものである。

2 費用負担の考え方

対策施設のデジタル放送対応に係る改修に要する費用負担については、当事者間 協議を通じて合理的に決定されることが望ましく、対策施設の維持管理責任やデ ジタル放送を個別アンテナにより直接受信する世帯との公平性の確保等を踏まえ、 当事者双方が応分の負担をすることが妥当と考えられる。

その際の具体的な費用負担の考え方の一例としては、

- 対策施設のデジタル放送対応に係る改修に要する経費のうち、当該対策施設 により受信せざるを得ないがために必要となる部分は、その維持管理責任を有 している所有者が負担すること、
- また、受信設備の設置は一般的に受信者自ら行うことが原則であり、対策施設での受信によることでそれらに係る経費が不要になるものではないことから、個別アンテナにより直接受信する世帯との公平性を考慮し、受信者は、デジタル放送の受信に通常必要とされる経費に相当する額を負担すること、
- 従って、デジタル放送を個別アンテナにより直接受信する世帯が通常必要とされる、UHFアンテナの設置費用等の経費に相当する額を受信者が負担し、それを超える額を所有者が負担することが想定される。

なお、ケーブルテレビへの加入等、対策施設の改修以外の方法でデジタル放送を 受信しようとする場合も、前記の考え方に沿って、当事者双方が応分の負担をす ることが想定される。

3 その他

デジタル放送においては受信障害の改善が見込まれることから、デジタル放送へ の移行後には受信障害が解消される範囲の対策施設の撤去・縮小等により、その維 持管理に係る経費を軽減することが可能となる。

このためには、デジタル放送において受信障害が解消される範囲を調査すること が必要となることから、対策施設の維持管理に係る経費軽減等が見込まれる所有者 が、この調査を主体的に実施することが望ましい。 参考資料2「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生じる損害等に係る 費用負担について」(昭和54年10月12日建設省計用発第35号、最近改正 平成1 5年7月11日国土交通省国総国調第47号)²²

> 公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信 障害により生ずる損害等に係る費用負担について

> > 昭和54年10月12日建設省計用発第35号 建設事務次官から北海道開発局長・沖縄総合事 務局長・建設省各地方建設局長あて通知 最近改正 平成15年7月11日国土交通省国総国調第47号

テレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る「公共用地の取得に伴う損失補債 基準要綱の施行について」(昭和37年6月29日閣議了解)第三の事前賠債については、 当分の間、下記により取り扱うこととしたので通知する。

te

1 費用負担の要件

国土交通省の直轄の公共事業の施行に係る公共施設の設置により生じたテレビジョン 電波受信障害(以下「電波障害」という。)により、自ら有するテレビジョン受信設備 によりテレビジョン電波の受信を行つている者又は共同受信施設を有し、かつ、当該共 同受信施設を通じテレビジョン電波を各戸に伝送する者(当該公共施設の設置に係る工 事の完了以前から当該公共施設の設置により電波障害の生ずる地域において受信を行っ ていた者又は共同受信施設を有し、かつ、各戸に伝送していた者に限る。以下「受信者」 という。)に社会生活上受忍すべき範囲を超える損害等が生ずると認められる場合にお いては、当該損害等をてん補するために必要な最小限度の費用を負担することができる ものとする。

2 電波障害の程度及びその判定

前項の規定による費用の負担は、受信者に係る受信チャンネルのいずれか一つについ て受信品位が別表1による評価5、評価4又は評価3であるものから評価2に近い評価 3、評価2又は評価1となる場合に行うものとする。

なお、この判定のため、公共施設の設置に係る工事の着工前及び完了後においてテレビジョン電波の受信状況を把握するに際しては、日本放送協会等の専門の知識及び技術を有する機関の協力を得るものとする。

3 負担額の算定

第1項の規定により負担する費用は、別表2に掲げる電波障害の改善方法のうち通常 のテレビジョン電波受信を可能とし、かつ、技術的及び経済的に合理的と認められる方 法による改善措置に要する費用(受信者が従前の方法による受信を行うために通常要す る費用を差し引くものとする。)とし、付録の式によつて算定するものとする。

4 費用負担の請求期間

第1項の規定による費用の負担は、受信者から公共施設の設置に係る工事の完了の日 から1年を経過する日までに請求があつた場合に限り、行うことができるものとする。

5 費用負担の方法

(1) 第1項の規定による費用の負担は、共同受信施設の設置により改善する場合には、 原則として、当該共同受信施設に係る受信者全員の同意を得て設立された組合の代表 者に対し、当該共同受信施設の現物及びその他改善措置に要する費用に対する金銭又

²² http://tochi.mlit.go.jp/koukyouyouchi/hoshou/PDF/denpashogai.pdf

は金銭をもつてするものとし、その他の場合には、受信者別に金銭をもつてするもの とする。

(2) 第1項の規定による費用の負担は、渡し切りとする。

6. 経過措置

電波障害による損害等をてん補するために必要な費用の負担について、現に協議中の もの又はすでに協議済のものについては、第1項から第5項までの規定は適用しないも のとする。

別表 1

評	価	受 信 状 沉
	5	極めて良好に受信可能
	4	雑音/混信が小さく良好受信が可能
	3	多少の雑音/混信で実用可能
	2	受信はできるが、実用にならない
	1	受信不能で全く実用にならない

注 評価3には、必要に応じて(±)を付すこと。

「無線局検査事務規程」(平成13年1月6日付け総基総第10号総務省 情報通信政策局長、総合通信基盤局長通達)別紙4「放送局(放送衛星 局及び放送衛星局と通信を行う地球局を含む。)の検査実施要領」による。

別表 2

電波障害改善方法	改善方法の内容
(1)共同受信施設の設置	措置の対象となる一まとまりの区域内又は その近くで良好な電波を受信できる場所に受 信アンテナ(親アンテナ)を設置し、そこで 受信したテレビ電波を有線で伝送し、各戸に 分配する方法
(2)個別受信施設の設置	新たに個別アンテナを設置する方法
(3)受信施設の移設又は 改良その他必要な措置	従前の共同受信施設又は個別受信施設の受信アンテナ位置、高さ、方向等の調整、部品 の改良等により改善する方法
(4)(1)から(3)以外の改 善方法	既存の有線テレビジョン放送を利用する等 による方法

付 録

- 1 共同受信施設を設置する場合
 - 負担額=設置費+維持管理費+その他経費
 - (1) 設置費は、受信アンテナ (親アンテナ)、幹線施設 (送信伝送線、混合器、増幅器、 分配器及び分岐器)、受信者の家屋軒先 (共同受信施設を有する者にあつては、当該

共同受信施設の幹線送信伝送線の先端部)までの引込線施設(引込線及び保安器)、 受信方法の変更により受信者の家屋内に新たに設置を要することとなる施設及びこれ らを支持するための施設の器材費並びに施設の建設に係る工事費の合計額とする。

(2) 維持管理費は、次により算定した額とする。

維持管理費=
$$A \times \frac{(1+r)^{-1}-1}{r(1+r)^{-1}} + B \times \left\{ \frac{1}{(1+r)^{-n_1}} + \frac{1}{(1+r)^{-n_2}} \right\}$$

$$-C \left\{ \frac{1}{(1+r)^{-n_1}} + \frac{1}{(1+r)^{-n_2}} \right\}$$

- (イ) Aは、共同受信施設に係る年均等化経常費(電気料、借地料、電柱共架料、道路占用料、災害保険料及び組合運営費等)及び保守費(定期点検費、故障修理費等)
- (p) Bは、共同受信施設の器材の経年劣化に伴う部分的更改費
- (A) Cは、受信者の従前の受信施設の更改費
- (二) 1は、共同受信施設の維持管理費の費用負担の対象となる年数。1=20とする。
- (ま) m1及びm2は、共同受信施設の設置後において、当該施設の部分的更改を要する年。m1=10、m2=20とする。
- (A) n1及びn2は、従前の受信施設の更改を要するとされる年。n1=10、n2=20とする。
- (l) r は、年利率。
- (3) その他経費は、共同受信施設の設置に伴い必要となるその他の経費とする。
- 2 個別受信施設を設置する場合

負担額=設置・更改費-従前の受信施設の更改費+その他経費

(1) 設置・更改費は、次により算定した額とする。

設置・更改費=D×1+
$$\left\{\frac{1}{(1+r)^{-r}} + \frac{1}{(1+r)^{-r}}\right\}$$

- (イ) Dは、個別受信施設の設置・更改費
- (p) p1及びp2は、個別受信施設の設置後において当該施設の更改を要するとされる年。

- (n) r は、年利率。
- (2) 従前の受信施設の更改費は、次により算定した額とする。

更改費=
$$E \times \left\{ \frac{1}{(1+r)^{-q^2}} + \frac{1}{(1+r)^{-q^2}} \right\}$$

- (イ) Eは、従前の受信施設の更改費
- (p) q1及びq2は、従前の受信施設の更改を要するとされる年。 q1=10、q2=20とする。

- (A) r は、年利率。
- (3) その他経費は、個別受信施設の設置に伴い必要となるその他の経費とする。
- 3 受信施設の移設若しくは改良その他必要な措置をとる場合又は既存の有線テレビジョン放送を利用する等による場合

負担額=措置に要する経費+その他経費

- (1) 措置に要する経費は、公共施設の設置後20年程度の期間通常のテレビジョン電波 受信を可能とするために必要な経費(受信者が従前の方法による受信を行うために通 常要する費用を差し引くものとする。)とする。
- (2) その他経費は、受信施設の移設又は改良等に伴い必要となるその他の経費とする。

無断転載禁止

都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査報告書 都市受信障害対策用共聴施設のデジタル化の推進方策等の検討 (「建築物の所有者等と住民との間の協議の進め方等」及び 「協議が難航した場合の相談対応や支援のあり方等」の検討)

この調査は、総務省情報流通行政局の 委託により実施したものである。

発行 平成21年3月

社団法人 日本CATV技術協会 〒160-0022 東京都新宿区新宿 6-28-8 ラ・ベルティ新宿 6 階

TEL:03-5273-4671 FAX:03-5273-4675

URL:http://www.catv.or.jp